

新型コロナ対策 特別給付金

事業者の皆様は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的な影響について、大変不安に感じていることと思われます。

特に、家賃の支払いに大きな負担を感じている方は多いのではないのでしょうか。

経済産業省より、『家賃支援給付金』の案内が出ましたのでお知らせします。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。

- ① いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額】

申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6ヶ月分）、最大で600万円が支給されます。

- ① 法人の場合
 - A：家賃月額75万円以下の場合
… 家賃の2/3（上限50万円/月）
 - B：家賃月額75万円超225万円以下の場合
… 月額75万円まではAの計算
75万円を超える部分は、家賃の1/3（上限100万円/月）
 - C：家賃月額225万円超の場合
… 上限100万円/月
- ② 個人事業者の場合
 - A：家賃月額37.5万円以下の場合
… 家賃の2/3（上限25万円/月）
 - B：家賃月額37.5万円超112.5万円以下の場合
… 月額37.5万円まではAの計算
37.5万円を超える部分は、家賃の1/3（上限50万円/月）
 - C：家賃月額112.5万円超
… 上限50万円/月

【必要書類】

確定申告書類や減収を証明する書類、不動産賃貸契約などの写しが必要です。

詳細については、経済産業省のサイトで随時更新されますので、ご確認ください。



この他、2020年12月までの売上を対象として、『持続化給付金』についても申請の受付・給付が行われていますので、併せてご活用ください。

申請受付期間は2021年1月15日までです。

【給付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している中小法人等や個人事業者など。

【給付額】

法人200万円、個人事業者100万円（前年売上からの減少分を上限とする。）

上限となる減少分は、下記の計算式で求めます。

前事業年度の総売上高－（前年同月比50%減の月売上×12ヶ月）

【受給申請手続き】

- ① 『持続化給付金サイト』へアクセスし「申請する」から仮登録、届いたメールに従って本登録。
- ② ①で登録したID・パスワードを入力し、基本情報、売上、口座情報を入力。
- ③ 必要書類（確定申告書、売上台帳、身分証明書等）を添付し、申請。

※売上台帳… 経理ソフトから抽出した売上データ、エクセルで作成した売上データ、手書きの売上台帳のコピーなどです。

事務局が申請内容を確認し、不備がなければ、2週間程度で給付通知書が発行され、登録口座に給付金が入金されます。

これらの給付金は税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入され課税の対象となります。しかし、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

詳細やご不明点は、持続化給付金サイトを参照又は持続化給付金事業コールセンターへ

☎0120-115-570、03-6831-0613

（文責：関内本店 島山直美）